

# 「労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の健診費用の額等のあり方に関する検討会報告書」概要

令和元年10月17日に会計検査院から「労災保険二次健康診断等給付担当規程」を改定するなどして、二次健康診断及び特定保健指導に要した費用の単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求された。このため、特定保健指導の実施基準を策定する等適切な単価となるよう、改善に向けての検討を行った。

## 二次健康診断

○検討課題 二次健康診断における費用の額のあり方

### ○検討結果

- ①負荷心電図検査、胸部超音波検査に係る検査方法について、健診給付機関あてのアンケート結果を踏まえた見直しを行う
- ②健診項目の費用全般について、診療報酬点数表及び労災診療費算定基準に基づき算定することが妥当

## 特定保健指導

○検討課題 具体的な内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準の策定

### ○検討結果

- ①医師と受診者とが共通の認識のもとに「生活上の問題点」に加えて「就労上の問題点」について抽出するため、新たに定める「就労の状況等に係る質問票」及び特定保健指導に使用する「様式」の項目にしたがい特定保健指導を実施する
- ②特定保健指導の結果を通じて、業務上の事由による脳・心臓疾患の発生を予防する観点から、「医師の所見」欄に就業上の配慮に結びつく高度な医学的所見を記載する
- ③実施時間の目安は、20分以上とする